



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

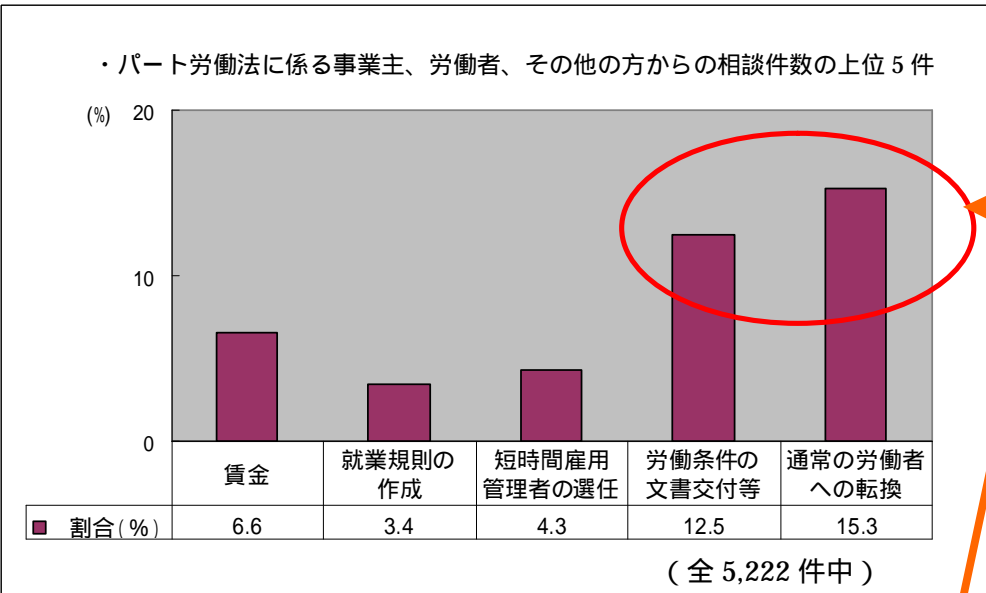
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:見目

パートタイム労働者に係わる労働局への相談、是正指導状況について

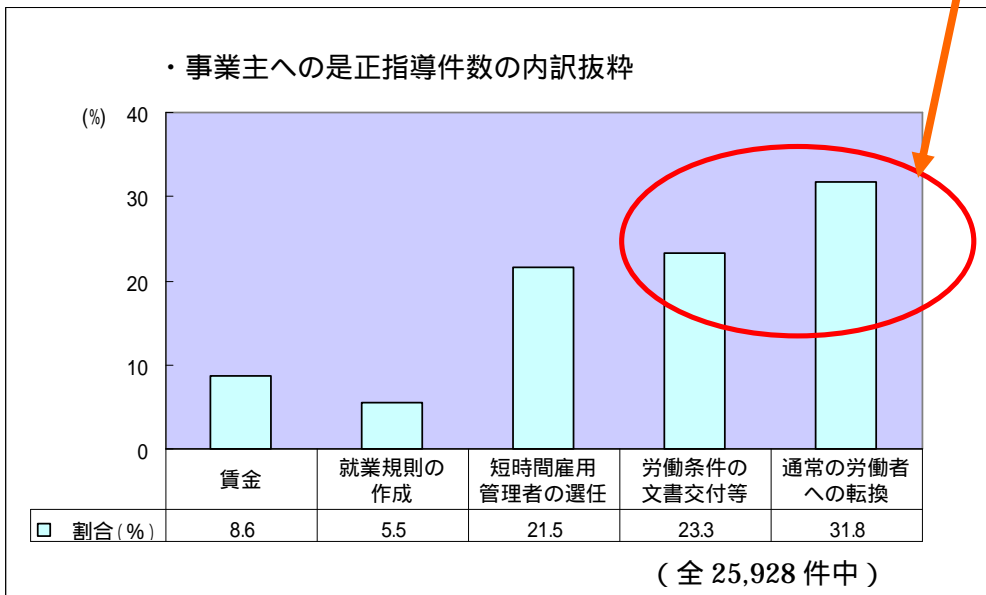
パートタイム労働法の改正から3年になろうとしています。景気や雇用情勢の変動等により、パートタイム労働者は年々増加していますが、同時に労働条件や雇用形態の違いからトラブルにつながるケースもあるようです。今回は、労働局に寄せられた相談及び事業主へ行われた是正指導（平成21年度）についてお知らせします。



相談、是正ともに
「労働条件の文書交付等」
「通常の労働者への転換」
の割合が高い。

「労働条件の文書交付等」とは？
事業主はパートタイム労働者を雇い入れた時は、労働基準法で定められた事項に加えて、速やかに下記の事項について文書で交付する義務があります。
昇給の有無
退職手当の有無
賞与の有無

「通常の労働者への転換」とは？
事業主は、通常の労働者への転換を推進するため、パートタイム就業規則等に正社員転換制度を設ける等、一定の措置を講じる義務があります。



<資料出所：厚生労働省 平成21年度パートタイム労働法の施行状況について>

パートタイム労働法に係る行政の指導は、今後も厳しくなることが予想されます。規程や雇用契約書等を整備しておくことが大切です。



詳しくは弊社までお問い合わせください。TEL . 03-3526-4277